

摂津市議会

# 総務常任委員会記録

平成26年12月5日

摂津市議会

# 目 次

総務常任委員会

12月5日

|  |   |
|--|---|
| 会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局<br>職員、審査案件 ..... | 1 |
| 開会の宣告 .....  | 2 |
| 市長挨拶   |   |
| 委員会記録署名委員の指名 .....                                 | 2 |
| 議案第64号所管分の審査 .....                                 | 2 |
| 質疑（中川嘉彦委員、水谷毅委員）                                   |   |
| 議案第67号の審査 .....                                    | 7 |
| 議案第78号の審査 .....                                    | 7 |
| 議案第75号の審査 .....                                    | 7 |
| 議案第76号の審査 .....                                    | 7 |
| 議案第77号の審査 .....                                    | 7 |
| 議案第72号の審査 .....                                    | 7 |
| 議案第81号の審査 .....                                    | 7 |
| 採決 .....   | 7 |
| 閉会の宣告 .....  | 8 |

## 総務常任委員会記録

### 1. 会議日時

平成26年12月5日(金) 午前 9時58分 開会  
午前10時32分 閉会

### 1. 場所

第一委員会室

### 1. 出席委員

委員長 野口 博 副委員長 水谷 毅 委員 三好義治  
委員 中川嘉彦 委員 渡辺慎吾

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 副市長 小野吉孝  
市長公室長 乾 富治 同室次長 山口 猛 秘書課長 池上 彰  
政策推進課参事 上田和生 人事課長 大橋徹之  
総務部長 有山 泉 同部参事兼市民税課長 和田元伸  
防災管財課長 西川 聡 財政課長 石原幸一郎 情報政策課長 楨納 縁  
納税課長 岩見賢一郎  
消防長 熊野 誠 消防本部次長兼消防署長 樋上繁昭  
消防本部参事兼総務課長 明原 修 警備課長 橋本雅昭  
警備課参事兼警防第1課参事 木下正雄 警備課参事兼警防第2課参事 幸田英基

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長 藤井智哉 同局総括主査 湯原正治

### 1. 審査案件(審査順)

議案第64号 平成26年度摂津市一般会計補正予算(第4号)所管分  
議案第67号 平成26年度摂津市財産区財産特別会計補正予算(第1号)  
議案第78号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件  
議案第75号 摂津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
議案第76号 特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び  
費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
議案第77号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
議案第72号 吹田市・摂津市消防通信指令事務協議会規約の一部変更に関する協議  
の件  
議案第81号 摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件

(午前9時58分 開会)

○野口博委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

最初に理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

師走お忙しいところ、委員会を開催いただきまして大変ありがとうございます。

本日は、先日の本会議で付託された案件についてご審査をいただくわけですが、何とぞ慎重審査の上、ご可決賜りますよう、よろしく願いいたします。

一旦、退席させていただきます。

○野口博委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名員は、水谷委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前 9時59分 休憩)

(午前10時 再開)

○野口博委員長 再開します。

最初に、議案第64号所管分の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。質疑のある方よろしく願いいたします。

中川委員。

○中川嘉彦委員 おはようございます。

それでは、一つだけ質問させていただきたいと思います。

議案第64号の47ページのその1で、小学校耐震補強等事業と中学校耐震補強等事業があるのですが、小学校耐

震補強等事業では6億4,341万1,000円、中学校では10億6,098万1,000円の見込みになっていますが、国府支出金、地方債をそれぞれ率で見えますと、小学校の耐震補強でしたら約1億7,400万円で約27%、地方債では約3億5,100万円で55%。中学校で見ますと、約3億9,900万円で約38%、地方債4億9,600万円で約47%。この国府支出金、地方債は同じ小学校と中学校の耐震補強等事業なんですけれども、予算の組み方を小学校で見ますと、小学校のほうが国府支出金は少なく、地方債は多いと。相対的に一般財源とすれば、小学校で18%、中学校で15%ぐらいでニアリーなのかなと。こちら辺の地方債と国府支出金の組み方をお教えいただきたいと思っています。

○野口博委員長 石原課長。

○石原財政課長 それでは、中川委員のご質問にご答弁申し上げます。

債務負担行為の中で小学校耐震補強等事業と中学校耐震補強等事業の中の財源の内訳でございます。この中で今回小学校につきましては二つの小学校、中学校では三つの中学校で耐震と大規模改修の工事等を予定しております。交付金につきましては、耐震が2分の1、それと大規模改修等はおおよそ7分の2を交付金として計上しております。

それから、支出額からそれらの国府支出金を除きまして、それに対しての地方債としましては75%の分をこの財源として充てておりまして、残りが一般財源という形になっているものでございます。

○野口博委員長 中川委員。

○中川嘉彦委員 そうしますと、小学校と中学校は同じような扱いということで理解してよろしいのですね。ありがとう

ございました。

○野口博委員長 質疑はほかにございませんか。

水谷委員。

○水谷毅委員 それでは、3点質問させていただきたいと思います。

一般会計補正予算書6ページの債務負担行為についてでございますけれども、そこで2点お伺いいたします。

まず、総合行政ネットワーク府域ネットワーク整備事業ということで、5年間の債務負担行為で約500万円が計上されておりますけれども、従来この費用につきまして債務負担行為で確保されておったのかどうかについて、まず1点お伺いします。

2点目には、同じく債務負担行為の中で収納事務事業（コールセンター業務）がございます。こちらのほうで同じく5年間の債務負担行為で約6,500万円、年間にしますと1,300万円に当たる金額が債務負担行為で計上されております。従来、職員の方で電話等を通じて収納に関する業務を行っておられたと思うんですけども、いつごろからコールセンターを活用されたのか。また、実際何人ぐらいで担当されているのか。また、コールセンターを開設することによるメリットについてお尋ねしたいと思います。

次に3点目、補正予算書の43ページになりますけれども、今回案件の中で給与及び手当に関する案件が多数ございます。その中で本会議の中でも各部長からご説明いただいたんですけども、例えば一般職、特別職、水道部等でこの率が零点何パーセントということで、各部署によって改定率が違うわけなんですけれども、その内容についてお尋ねしたいと思います。

○野口博委員長 榎納課長。

○榎納情報政策課長 それでは、水谷委員のご質問にお答えいたします。

今回、総合行政ネットワーク、略称でLGWANと呼ばれているものですが、府域ネットワーク整備事業で債務負担行為限度額を設定させていただいております。従来は大阪電子自治体推進協議会が運用経費を負担金として各市から徴収をしておりましたので、予算につきましては単年度で計上をさせていただいておりました。今回、負担金という形ではなく、各市町村で個別に契約をするという形態となりましたので、債務負担行為で5年間の限度額を設定させていただいたものでございます。

○野口博委員長 岩見課長。

○岩見納税課長 それでは、コールセンター収納事務事業に関しましてのご質問2点についてお答えさせていただきます。

まず、コールセンターの開設でございますけれども、この事業につきましては平成22年8月から行っており、債権回収業務のノウハウを有する民間業者に委託して、市税また国民健康保険料などについて督促状が発行されたもののうち、主に現年度分についての未納者を対象に電話での納付の確認を行うこととしております。

コールセンターの人員でございますけれども、通常につきましては責任者が1名とオペレーターが2名でございます。1年間のうち夏、冬にかけましての各1か月間につきましては、他の介護保険料、上下水道等の催告も行っておりますので、そのときにはオペレーター1名を増員しておるところでございます。

続いて、コールセンターのメリットということでございますけれども、昨年1年間のコールセンターにかかりました契約金額につきましては、約997万円と

ということでございます。それで、市税、国民健康保険料を合わせて電話で約束をしていただいたものが約7,000万円収納を確認しておるところでございます。実際にはこの確認をするにはなかなか時間がかかることもありますので難しいところがございますけれども、この額の2分の1ということを考えますと、約3,500万円の効果もあるということのでかなりのメリットもあるかと思えます。

そして、これは平成22年度から事業を開始したものでございますが、平成21年度が現年収納率97%に対しまして、22年度が97.2%と0.2%上昇しております。平成25年度には98.5%という形で年々増加傾向にあり、本事業の効果があらわれているものと考えているところでございます。

○野口博委員長 大橋課長。

○大橋人事課長 給与改定の率についての質問にご答弁申し上げます。

今回の給与改定につきましては、人事院の勧告制度に基づくといたものでございまして、国のほうでは平均で0.3%の改定率ということになっております。ただ、平均でございますので、若年層についてはもう少し率が高く、高齢層については率が低くなるというものでございます。この平均で0.3%という改定後の給料表というものに本市の全職員を当てはめていくこととなります。したがって、会計ごとに属する職員の年齢構成であったり、職階の部分であったりということが違いますので、おのずと改定率も変わってくるということで、ここでは一般会計に属する職員ということで0.38%ということになりますけれども、全職員では本会議でも市長公室長からご説明申し上げましたように0.39%ということになります。

○野口博委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 まず1点目のLGWAN、総合行政ネットワークの件です。今回、債務負担行為に至ったという経過については理解ができました。現在、インターネット環境等、こういったLGWANを使わなくてもできるような通信環境というのが大分整ってきたと思うんですけれども、このLGWANを使わなくてはならない、なぜ使わないといけないか、また使ったメリット等についてお聞かせいただきたいと思います。

2点目のコールセンター業務の件です。平成22年8月からコールセンターを開設し、収納率のアップに尽力されてこられた旨了解いたしました。

あと、このコールセンター業務というのは、例えば国民健康保険であったりとか、市民税であったりとか、幾つかの部署にまたがって業務を行っておられるわけなんですけれども、その費用について各課で案分をしていくのかどうかについて。

2点目は、電話対応というのは顔が見えない分、非常に難しい内容でございますけれども、各課それぞれ性格の違う内容になろうかと思うんですけど、しっかり例えばマニュアルがあるかどうかとか、担当者と各課の連携がしっかりできてないと逆にマイナス面も出てくるかと思うんですけど、そういう点でどういうふうな努力をされているのか。

もう一つは、最近、家庭用の電話があるにはあるんですけども、ほとんど携帯電話でやりとりをするというふうな環境の中で、固定電話の番号を教えてくださいても、なかなかつながらないということもだんだんふえているのではないかと思います。それに対して、どういうふうな工夫をされているのかについて

お尋ねをしたいと思います。

3点目の給与・手当等の改定率の件です。人事課長のお話から内容が了解できました。やはり、勤め人としては給与とか手当というのは非常にモチベーションにも影響する内容だと思いますので、今回こういう理由でこの部署はこうなったよというのがしっかり職員の皆さんにも伝わって、それなら頑張ろうというふうな情報伝達ができるようにさらに努めていただけたらと思います。

○野口博委員長 榎納課長。

○榎納情報政策課長 2回目のご質問にお答えさせていただきます。

現在、インターネット環境は整っている状況でございます。ただ、L GWAN につきましても、地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークとなっております。インターネットを経由しない閉壁網であることから、安定した通信及び高度なセキュリティを確保することができるものとなっております。

現在、登記オンラインシステムでの利用や住基ネット、さまざまな行政システムで利用がされております。今後は、マイナンバーにおける中間サーバーでの連携と個人情報を保護する上で、インターネット環境とは別にL GWAN環境というものは、なくてはならないものとなっているのが現状でございます。

○野口博委員長 岩見課長。

○岩見納税課長 2回目のご質問にお答えさせていただきます。

まず、費用負担についてのご質問でございますけれども、一括して納税課で予算措置をさせていただいておりますけれども、水道部に関しましては企業会計ということがございますので、水道部からはかかった費用については、費用を案分して一般会計に歳入として入れさせてい

ただいております。

続きまして、顔が見えないということで市民との接し方ということでございますけれども、当初より対応のマニュアル等も企業のほうと我々とも協議をして作成し、それに基づいて対応するようにいたしております。したがって、各課との連携ということもございますけれども、コールセンターが新館の2階にございます。何かありましたら直接コールセンターの責任者の方と話をさせていただいて、調整を図っているところでございます。

あと、最近の携帯電話の普及ということでの電話番号の照会等々が難しいということで連絡がとれないということでございますけれども、委員がご指摘のとおり、電話番号を調べるのに苦慮しているところでございます。ただ、こちらのほうからも督促または催告の文書を送付いたしておりますので、それでこちらのほうに連絡があった場合に必ず電話番号、連絡先をお聞きさせていただいて登録させていただいているような状況でございます。

○野口博委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 まず、総合行政ネットワークの関係に関しましては、今後のマイナンバー等を含めまして必要なL GWANであるということが理解できました。

1点だけ、例えば防災等への活用という点でございますけれども、インターネットのネットワークとは別にこのL GWANを組んでおられると思います。防災方面にも応用ができるのかどうか、例えば一般のインターネットの回線がプロバイダー等の都合でどうしてもダウンした場合にそれも使えるという内容なのかどうかについてお尋ねします。

2点目のコールセンター業務の費用案

分については理解ができました。また、担当部課がそばにいらっしゃってやりとりもできるという点理解ができました。

あとは1点、固定資産税とか府・市民税については、1期から4期まで4枚つづりあるいは全納分とかで納付書が来るわけです。そういう意味で極端な話をすれば、コールセンター業務が始まった平成22年から数年がたっているわけなんですけれども、ある意味どうしても納付をお忘れになってしまうというふうな傾向性みたいな感じで出てくると思うんですけれども、そういう情報がもしあるのであれば、前もってお知らせをする予告とか、そういうふうな活用もされているのかどうかについてお尋ねしたいと思います。

○野口博委員長 岩見課長。

○岩見納税課長 うっかり忘れの防止のために、前もって連絡というご質問かと思えますけれども、あくまでも督促を出させていただいて、なおかつ一定期間経過された方にのみこちらのほうからご連絡をさせていただいて、納付はお済みでしょうかということでも問い合わせをさせていただいているということでございますので、前もっての通知とか電話とかはしていないのが現状でございます。

○野口博委員長 有山部長。

○有山総務部長 L GWANの利用で防災への活用ということでございます。

L GWANは、私どものほうで端末ということで直接つながっているのは当初は1台だったのですが、今は複数機種でつながっております。この分の最初の開発は総務省で出発しております。したがって、総務省の中に消防庁ということでもあります。これ自身の活用は、各市のデータを寄せ集めてくるといったような仕組みになっております。今後、防災

での活用についても、総務省のほうで検討されるものと思っております。基本的にL GWANで共通のプラットフォームを各自治体でつくっているという、これが現在の状況でございます。マイナンバーも含めまして、さまざまな活用が今後予定されているところでございます。

○野口博委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 まず、総合行政ネットワークの件は、防災の活用も検討されているということで、情報というライフラインは非常に大事な点だと思いますので、またその辺の変更がありましたら、本市としても対応していただきたいというふうに思います。

あと、コールセンター業務でございますけれども、予告のお電話は今のところ対応していないということでございました。これは要望になりますけれども、市民の方で2件お話があったのは、納付書が1、2、3、4とあります。一遍ばらけてしまいますと、次に納付するまでの間でどれを納付してどれを納付していないのか、特に1回目のときに間違えて2番目の納付書で納付してしまったと。結果的に1番の納付書は滞納になってしまうということで、延滞金が発生したというふうなことが2件ございました。そういう意味で、収納する窓口ではそこまで確認できないと思うんですけれども、もしそういうことがあった場合に、担当課としてどういうふうに措置をしていくのか、これは要望ですけれども、お考えいただきたいというふうに思います。

○野口博委員長 水谷委員の質疑を終わります。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時21分 休憩)

(午前10時23分 再開)

○野口博委員長 再開します。

議案第67号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続いて、議案第78号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時24分 休憩)

(午前10時25分 再開)

○野口博委員長 再開します。

議案第75号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続いて、議案第76号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続いて、議案第77号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 質疑なしと認め、質疑

を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時26分 休憩)

(午前10時28分 再開)

○野口博委員長 再開します。

議案第72号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続いて、議案第81号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時29分 休憩)

(午前10時31分 再開)

○野口博委員長 それでは再開します。討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第64号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第67号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第72号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)  
○野口博委員長 全員賛成。  
よって、本件は可決すべきものと決定  
しました。

議案第75号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。  
よって、本件は可決すべきものと決定  
しました。

議案第76号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。  
よって、本件は可決すべきものと決定  
しました。

議案第77号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。  
よって、本件は可決すべきものと決定  
しました。

議案第78号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。  
よって、本件は可決すべきものと決定  
しました。

議案第81号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。  
よって、本件は可決すべきものと決定  
しました。

以上で、本委員会を閉会します。

(午前10時32分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により  
署名する。

総務常任委員長 野口 博

総務常任委員 水谷 毅